

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月4日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月17日付け海建管第6284号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月25日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 具体的に「〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇番地権者の同意書は必要としなかった」や「同意書のない人の理由書も 7110 号文書に添付されていたであろう」と思われる課長発言が、知事発言と異なった場合、県庁内部で混乱が発生したことになる。
- (2) 課長等の立場での発言は、知事の発言と同じ重さがあることから、この矛盾について説明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成 25 年 11 月 27 日午前中、海草振興局建設部 3 階入札室にて、海草振興局建設部職員 2 名で異議申立人と面会した際、管理課〇〇課長は、「平成 13 年和歌山市上三毛字東山田公図訂正時、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇番地権者の「同意書のない人の理由書も 7110 号文書に添付されていたであろう」と思われる」との発言をしていない。

なお、本件開示請求において、「海草振興局建設部 2 階応接机」とあるが、実際は「海草振興局建設部 3 階入札室」でのことである。

「平成 13 年和歌山市上三毛字東山田公図訂正時、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇番地権者の同意書及び同意書のない理由書が必要なかった」が和歌山県の正式見解であることを証明する文書は存しない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は「『同意書及び同意書のない理由書が必要なかった』が和歌山県の正式見解であることを証明する文書」の開示を求めている。

本件諮問と同一機会に行われた諮問第 110 号における実施機関の説明によると、平成 13 年海建第 7110 号は里道水路管理者である和歌山県知事の実務を担当していた海草振興局建設部管理課（当時。現在の同部管理保全課）が意思決定をするための文書であり、当該意思決定は、里道水路管理者の立場として、承諾書の有無に関係なく行うことができるとのことである。

諮問第 110 号の「承諾書」と本件諮問の「同意書」とは同じものと認められ、同意書及び同意書のない理由書が、事務の性質上作成されていないのは明らかであるので、「『同意書及び同意書のない理由書が必要なかった』が和歌山県の正式見解であることを証明する文書」は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点はない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 1 月 6 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 2 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 10 月 13 日	○審議
平成 30 年 1 月 11 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議

平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 3 月 23 日	○異議申立人からの追加意見を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 4 日	平成 25 年 11 月 27 日午前中、海草振興局建設部 2 階応接机で、管理課長〇〇〇氏は、平成 13 年和歌山市上三毛字東山田公図訂正時、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇番地権者の「同意書は必要としなかった」又、「同意書のない人の理由書も 7110 号文書に添付されていたであろう」と思われると発言した。〇〇課長発言「同意書及び同意書のない理由書が必要なかった」が和歌山県の正式見解であることを証明する文書の開示。